

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 石垣 洋
編集者/ 教育・広報部

寝具類（シーツ等）各自設置により 就寝時間は取れていますか？

現在運輸職場の宿泊場については、寝室に到着後各自が寝具（シーツ）等を設置して、睡眠休養を取っています。

今後（7月8日以降）は、起床後の寝具（シーツ・毛布カバー・枕カバー）撤去を各自で行わなければなりません。乗務員勤務制度が変更されてから、勤務拘束時間が増えて、泊行路によっては翌日（明け）の部分が長いものもあります。現在の時間で寝具類の設置および撤去を行うと、睡眠休養時間が削られる要因でもあります。

私たちは、6月1日に『申22号「新型コロナウイルスに関する第二次申し入れ」』を提出し、団体交渉による会社との議論を求めています。開催されないまま「寝具類の撤去の変更」がされようとしています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関して、会社は働くものの代表である「労働組合」と真摯に議論を行い、安心・安全に働ける職場環境を構築していかななくてはならないのに、一方的に「社員の声で…」ということに変更しています。また「新型コロナウイルス感染拡大防止」という言葉を使用・流用した一方的な変更は許されないもので、おかしいとは思いませんか？

**申22号「新型コロナウイルスに関する第二次申し入れ」の
早期の交渉を開催すべき！！**